

みやざきの神楽海外公演開催業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の目的

2028年の神楽のユネスコ無形文化遺産登録を見据え、本県の貴重な文化資源である「みやざきの神楽」を世界に発信することで、神楽の文化的・歴史的価値の一層の向上と魅力の確立を図ることを目的とする。

2 業務の名称

みやざきの神楽海外公演開催業務

3 業務の内容

みやざきの神楽海外公演開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

4 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 委託料の上限額

22,970,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 委託上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

6 委託料の支払

委託業務完了後の精算払とする。

7 委託契約書

別添のとおり

8 委託先の選定

企画提案書、見積書等の書類審査による企画提案競技（プロポーザル方式）とする。

9 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とし、その旨の「誓約書」を提出すること。

(1) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 国税・都道府県税に未納がない者。
- (8) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

10 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

11 スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 実施公告 | 令和8年4月24日(金)頃 |
| (2) 事前説明会参加申込締切 | 令和8年5月7日(木) |
| (3) 事前説明会 | 令和8年5月8日(金) |
| (4) 質問受付締切 | 令和8年5月13日(水) |
| (5) 参加申込締切 | 令和8年5月19日(火) |
| (6) 企画提案書提出締切 | 令和8年5月26日(火) |
| (7) 結果通知 | 令和8年6月1日(月)頃 |
| (8) 委託契約締結予定日 | 令和8年6月8日(月)頃 |

12 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日時： 令和8年5月8日(金)午後2時30分から

場所： 宮崎県庁1号館4階 みやざき文化振興課会議室

※ 事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を令和8年5月7日(木)午後5時までに提出すること。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

(2) 質問受付

企画提案競技に関する質問は、質問書（別紙2）をファックス及び電子メールにより令和8年5月13日（水）午後5時まで受け付ける。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は、一括して取りまとめの上、企画提案競技参加申込者に書面（電子メール）にて連絡する。

(3) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙3）をファックス又は電子メールで令和8年5月19日（火）午後5時までに提出すること。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

(4) 企画提案書の提出

ア 各社の提案は、1者1案とする。

イ 提出物

(ア) 企画提案書（様式任意 サイズはA4版（一部A3版を折り曲げて可））

【原本1部、コピー6部】

- ・ 企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、類似業務受注実績を明記すること。
- ・ 提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

(イ) 会社概要（既存のもの）【原本1部、コピー6部】

(ロ) 見積書（様式任意）【原本1部、コピー6部】

- ・ 宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）
- ・ 経費区分、計上する経費については、業務委託仕様書を参照すること。

(ハ) 企画提案競技の参加に関する誓約事項（別紙4）【原本1部】

(ニ) （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（別紙5）【原本1部】

※ コピーは、提案者を判読できる記載やロゴ等は隠してコピーすること。

※ 提出物は、レール式クリアフォルダーなどを使用せず、ダブルクリップやホッチキス止めの簡易なものとする。

(5) 提出期限・提出先・提出方法

ア 提出期限 令和8年5月26日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出先 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化振興担当

ウ 提出方法 持参又は郵送

13 審査方法・基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書等をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、受託候補者として選定する。

(2) 審査基準

- ア 本事業の趣旨を踏まえ、仕様書の要件を満たした適切な提案内容であるか
- イ 海外の方の神楽への関心を高める提案であるか
- ウ 多くの来場者を惹きつける企画や内容となされているか
- エ 効果的な広報展開ができる提案であるか
- オ 当該業務を遂行できる業務受託体制・計画的な業務スケジュールが組まれているか
- カ 経費の積算に無駄がなく妥当であるか

14 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず書面にて通知する。

15 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

16 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

17 書類提出及び問合せ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館4階）
担 当	宮崎県 総合政策部 みやざき文化振興課 文化振興担当 高橋
電 話	0985-26-7099
ファックス	0985-32-0111
電子メール	miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙1)

送付先：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

FAX：0985-32-0111

E-mail：miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

みやざきの神楽海外公演開催業務委託
企画提案競技 事前説明会参加申込書

会社及び団体等名称	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	(参加人数 名)
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

※ 御質問等ありましたら、御記入ください。事前説明会で回答します。

※ 事前説明会 令和8年5月8日(金)午後2時30分から (1時間程度)

宮崎県庁1号館4階みやざき文化振興課会議室

※ 受付期限 令和8年5月7日(木)午後5時まで

※ ファックスの場合には、送信の事前又は事後に必ず電話連絡をお願いします。

(別紙2)

送付先：宮崎県みやざき文化振興課文化振興担当

FAX：0985-32-0111

E-mail：miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

みやざきの神楽海外公演開催業務委託企画提案競技 質問書

会社名 (担当)	

※ 受付期限 令和8年5月13日(水)午後5時(必着)

※ ファックスの場合には、送信の事前又は事後に必ず電話連絡をお願いします。

(別紙3)

送付先：宮崎県みやざき文化振興課文化振興担当

F A X : 0 9 8 5 - 3 2 - 0 1 1 1

E-mail: miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

みやざきの神楽海外公演開催業務委託
企画提案競技 参加申込書

会社及び団体等名称	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

※ 参加申込期限 令和8年5月19日(火)午後5時(必着)

※ ファックスの場合には、送信の事前又は事後に必ず電話連絡をお願いします。

(別紙 4)

企画提案競技の参加に関する誓約事項

このたびの企画提案競技の参加に当たり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 共同企業体を構成して参加する場合。
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 国税・都道府県税に未納がない者。
- (8) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 様

住 所

氏 名

(別紙5)

共同企業体協定書

2社の場合	:	()	と	()	とは、	
3社の場合	:	()	、	()	及び	()
とは、						

みやぎきの神楽海外公演開催業務委託について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 当共同企業体は、みやぎきの神楽海外公演開催業務を連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を ≪ 所在地の住所 ≫ に置く。

(設立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、令和 年 月 日までとする。ただし、存続期間を経過しても本業務の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 企業体は、本業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
商号又は名称
代表者

所在地
商号又は名称
代表者

(代表者の名称)

第6条 企業体は、《 商号又は名称 》を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、本業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、本業務に係る契約について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 () %

商号又は名称 () %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を置く。

2 運営委員会は、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定する。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の履行に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、《 金融機関の名称 》とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、本業務の履行完了後、本業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が本業務を終了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定により業務途中において脱退した者がある場合は、残存構成員が連帯して本業務を完成する。

3 第1項の規定により脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有する出資の割合により分割し、これに第8条第1項に規定する割合を加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果負担金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退した構成員への利益の分配は行わない。

(構成員の除名)

第17条 企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他構成員から除名すべき不当な事由を生じた場合は、発注者及び当該構成員を除く全ての構成員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名する場合は、当該構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 前条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による除名について準用する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 第16条第2項から第5項までの規定は、構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合に準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合は、従前の代表者に代えて、発注者及び他の全ての構成員の承諾を得て、残存構成員の中から代表者を選任するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 企業体が解散した後においても、本業務につき、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

() 外 () 社は、上記のとおりみやぎきの神楽海外公演開催業務に関する共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 () 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については、構成員が各自 1 通を保有し、副本 1 通については、宮崎県知事 河野 俊嗣 に提出するものとする。

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

印

商号又は名称
代表者職氏名

印